

(新) 石綿纖維計測体制整備事業

138百万円（0百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の必要性・概要

石綿救済制度における肺がんの医学的判定においては、肺内の石綿纖維の本数が判定基準の一つとなっているが、計測可能な施設・専門家が少ないとや、検体の計測に手間がかかることから計測待ちの件数が増加しており、計測に要する期間が1～2年と長期化している。石綿救済制度の理念である被害者の「迅速な救済」のため、透過型電子顕微鏡等の必要な機材の確保や精度管理の実施等により、石綿纖維を迅速かつ正確に計測するための体制整備を図る。

2. 事業計画（業務内容）

透過型電子顕微鏡、試料作成に必要な機器等、肺内の石綿纖維を計測するために必要な機材を確保する。

また、複数の機関において纖維計測を実施する体制を整備していくに当たり、計測機関や計測者による計測結果のばらつきが一定範囲におさまるよう、精度評価試験の定期的な実施等、精度管理に取り組む。

| 区分 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 必要な機材の確保 | → | | | | |
| 精度管理 | → | | | | → |

3. 施策の効果

石綿による肺がんの医学的判定に必要な石綿纖維計測の体制が整備されることにより、石綿健康被害者の迅速な救済が図られる。

石綿纖維計測体制整備事業

事業の目的

透過型電子顕微鏡等の機材の確保や精度管理の実施等により、石綿纖維を迅速かつ正確に計測するための体制を整備し、石綿健康被害者の迅速な救済を図る。

【イメージ】

